

株主各位

第7回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

会社の体制および方針

連結注記表

個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

上記の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://gooddays.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供したものとみなされる情報です。

gooddaysホールディングス株式会社

会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
 - (b) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - (c) コンプライアンスの状況は、リスク・コンプライアンス委員会を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - (d) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、窓口を定め、適切に運用・対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - (b) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
 - (b) リスク情報等についてはリスク・コンプライアンス委員会を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実

施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部監査室が行うものとする。

- (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- (d) 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (b) 事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関としてグループ取締役会議を設置し、当社グループの全般的な重要事項について審議する。グループ取締役会議は、原則として月1回開催する。
- (c) 取締役会は、当社及び当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
- (d) 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 企業集団における業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理はグループ経理財務部、グループ人事採用部及びグループ企画本部が連携して行うものとし、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく関係会社管理責任者であるグループ企画本部長を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。
- (b) 内部監査室は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的実施し、その結果について代表取締役社長に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプラ

イアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく代表取締役社長を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。

- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社の事業内容や規模等に応じて、当社に準じた社内規程を制定し、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定める。
- (d) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a) 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役は、内部監査室に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた内部監査室に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (c) 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- (b) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- (b) グループ人事採用部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- (c) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社グループ各社における業務の適正性に対する取組みの状況
- 当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成し、監査役3名も出席した上で19回開催し、取締役の職務執行を監督しております。
- また、グループ各社については「関係会社管理規程」等に基づき、子会社役員を構成員

とする会議を16回開催し、当社グループの業務執行の状況及び経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。また、当社グループ間の取引については、稟議決裁により決定しております。

当社の内部監査室は、「内部監査規程」等に基づき、当社及び当社グループ各社の全部門及び全拠点についての内部監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告を行っております。

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成し、13回開催し監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

② コンプライアンス・リスク管理の状況

リスク管理については「リスク管理規程、リスクの未然防止及びグループ各社の会社損失の最小化に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査役監査による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

また、コンプライアンスについては「コンプライアンス管理規程」等に基づき、グループ各社の全従業員に対して年に1回、コンプライアンス研修、セキュリティ研修（インサイダー取引防止研修）を行いコンプライアンスの啓蒙を継続的に行っております。内部通報制度の定めにある通報窓口に加え社外窓口を設置し、社内のネットワークシステムへの掲載を通じ、全従業員に内部通報制度を周知しております。

③ 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

反社会的勢力排除については「反社会的勢力対応規程」等に基づき、お取引先様の契約書に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、契約前及び定期的にお取引先様及びその代表者が反社会的勢力でないことを確認しております。

更に警視庁管内特殊暴力対策連合会に加盟し反社会的勢力の情報を収集する取組みを継続的に実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務基盤を強固にすること、持続的な成長を可能とする収益力の強化が重要であると考え、設立以来普通株式の配当を実施しておりません。

一方で、株主への利益還元につきまして、重要な経営課題であると認識しており、将来の業績及び財務状況、事業環境の変化による経営基盤の状況など内部留保を確保しつつ総合的に勘案して検討、決定していくことを基本方針としております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 2社
連結子会社の名称 オープンリソース株式会社、グッドルーム株式会社

- (2) 非連結子会社の数
非連結子会社の数 1社
非連結子会社の名称 第4回新株予約権信託

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数
該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社（第4回新株予約権信託）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により

処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

②棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品・・・・・・・・主として個別法

未成工事支出金・・・個別法

原材料・・・・・・・・主として総平均法

貯蔵品・・・・・・・・個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～20年

その他 2～10年

②無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

②完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の完成工事に係る補修費の実績を基礎として算定した将来の負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)

は以下のとおりであります。

① 請負

請負においては、顧客との間でソフトウェア開発の請負契約を締結しており、主な履行義務はソフトウェアの開発サービスの提供であります。

ソフトウェアの開発期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は、主として、履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務をすべて充足したのち一定期間経過後に受領しております。一定の期間にわたり充足する履行義務については、収益を認識するため、原価に基づくインプット法を採用しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

② SEサービス

SEサービスにおいては、顧客との間で技術者の派遣契約を締結しており、主な履行義務は技術者の労働力の提供であります。

技術者派遣契約の契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、顧客への請求行為を通じて収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

③ 物販

物販においては、他の当事者が作成した製品を仕入れ、キitting業務を行った後、当該製品の販売を行っており、主な履行義務は製品を顧客に引き渡すことであります。

製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的所有権、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、支払いを受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。

なお、物販事業のうち、ソフトウェアライセンスの販売における一部の取引については、顧客に移転する財またはサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供する代理人取引を行っております。当該取引については、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

④ リノベーション

リノベーションにおいては、顧客との間でリノベーション工事の請負契約を締結して

おり、主な履行義務はリノベーション工事を行うことであります。

リノベーションの工事期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は、主として、履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務をすべて充足したのち一定期間経過後に受領しております。一定の期間にわたり充足する履行義務については、収益を認識するため、原価に基づくインプット法を採用しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑤ 不動産仲介

不動産仲介においては、顧客との間で賃貸不動産に係る仲介契約を締結しており、主な履行義務は不動産仲介サービスの提供であります。

顧客にて不動産賃貸契約を締結した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

⑥ オペレーション

オペレーションは「GOOD OFFICE」ブランドを展開するシェアオフィス事業、マンスリー賃貸のレジデンス事業、ホテル暮らしのサブスクリプションサービス「goodroomホテルパス」にて構成されております。

シェアオフィスにおいては、顧客との間でシェアオフィスの利用契約を締結しており、主な履行義務はシェアオフィスの利用サービスの提供であります。

シェアオフィス利用契約の契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、顧客への請求行為を通じて収益を認識しております。

レジデンスにおいては、顧客との間で短期の建物賃貸借契約を締結しており、主な履行義務は賃貸物件の短期利用サービスの提供であります。

賃貸物件の契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、顧客への請求行為を通じて収益を認識しております。

ホテルパスにおいては、顧客との間でホテルの宿泊予約サービス利用契約を締結しており、主な履行義務はホテルの宿泊予約サービスの提供であります。

顧客において宿泊予約が確定した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を獲得しております。

これらの取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

⑦ メディア

メディアにおいては、顧客との間で「goodroom」の利用サービス契約を締結しており、主な履行義務は賃貸不動産の入居に係る集客支援サービスの提供であります。

主に顧客が掲載依頼した賃貸不動産物件につき「goodroom」において反響を獲得した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

収益認識会計基準等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、ソフトウェアライセンスの販売における一部の取引については、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供しているため、代理人取引であると判断した結果、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。

また、工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は41,710千円減少しておりますが、売上原価も41,710千円減少しております。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「流動負債」の「契約負債」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	IT	暮らしTech	計		
売上高					
請負	1,225,252	—	1,225,252	—	1,225,252
SEサービス (SES)	1,764,213	—	1,764,213	—	1,764,213
物販	133,847	—	133,847	—	133,847
リノベーション	—	2,149,634	2,149,634	—	2,149,634
不動産仲介	—	124,437	124,437	—	124,437
オペレーション (GOOD OFFICE 他)	—	531,365	531,365	—	531,365
メディア (goodroom)	—	153,886	153,886	—	153,886
その他	—	25,897	25,897	—	25,897
顧客との契約から生じる収益	3,123,313	2,985,221	6,108,534	—	6,108,534
外部顧客への売上高	3,123,313	2,985,221	6,108,534	—	6,108,534
セグメント間の内部 売上高 又は振替高	28,280	72,842	101,122	△101,122	—
計	3,151,594	3,058,063	6,209,657	△101,122	6,108,534

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると

見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	859,108	673,246
契約資産	257,300	484,910
契約負債	86,404	90,268

契約資産は、主にオープンリソース株式会社におけるソフトウェア開発に係る請負契約及びグッドルーム株式会社におけるリノベーション工事に係る請負契約について、それぞれ期末日時点で完了しているが未請求のソフトウェア開発サービス及びリノベーション工事サービスに係る対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該ソフトウェア開発サービス及びリノベーション工事サービスに関する対価は、顧客による検収行為に従い、当該検収後速やかに請求し、受領しております。

契約負債は、主に、リノベーション事業において工事期間中又は工事完了時に収益を認識する顧客とのリノベーション工事契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、83,901千円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が227,610千円増加した主な理由は、ソフトウェア開発に係る請負契約の大型案件受注による増加及びリノベーション工事に係る大型案件受注による増加であり、これによりそれぞれ、170,308千円増加し、93,536千円増加しております。また、当連結会計年度において、契約負債が3,863千円増加した主な理由は、物販における前受金の増加であり、これにより2,045千円増加しております。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約はありません。

7.会計上の見積りに関する注記

(1)繰延税金資産の回収可能

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度(千円)
繰延税金資産	121,406

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について定期的に回収可能性を検討し、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対して評価性引当額を計上しています。回収可能性の判断においては、将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しています。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。課税所得は新型コロナ問題等、経営環境の外部要因を加味して作成した第8期中期経営計画の数値に基づき見積もっております。

なお、当連結会計年度において、子会社であるグッドルーム株式会社の繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）46,229千円の回収可能性の判断に用いられる中期経営計画には将来の需要動向や売上予測等の見積りが含まれておりますが、これらの見積りには営業活動の停滞に伴う受注の減少から回復し、今後成長局面に移行するとの仮定に基づく収益の見込みが含まれております。

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度(千円)
減損損失	4,635
有形固定資産	73,905
無形固定資産	102,927

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、セグメント別、各社ごとの資産のグルーピングを行っております。資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としております。

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは第8期中期経営計画の前提となった数値を、経営環境などの外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部情報（予算など）と整合的に修正し、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮し見積りを行っております。

固定資産の回収可能価額について、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等の前提条件に基づき算出しているため、当初見込んでいたキャッシュ・フローが得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の前提条件に変更があった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

（追加情報）

新型コロナ問題は、大都市圏で適用されていた「まん延防止等重点措置」が3月21日に解除され、大都市圏を中心に新規感染者数の減少が続く一方、一部の都道府県では増加が続く地域もあり、依然として新型コロナ問題による影響は不確定要素が多く、今後の当社及び連結子会社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（新型コロナ問題に関するその他の事項）

新型コロナ問題の影響に伴い、休業を実施したことにより支給した休業手当等について、雇用調整助成金を受け入れており、販売費及び一般管理費並びに売上原価から4,641千円を控除しております。また、教育訓練にかかる雇用調整助成金については、補助金収入として、営業外収益に12,920千円を計上しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除している貸倒引当金
投資その他の資産 839千円

2. 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額 80,792千円

3. 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。
当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 590,000千円
借入実行残高 50,000 //
差引額 540,000 //

(連結損益計算書に関する注記)

1. 棚卸資産の収益性低下による簿価切下額は、次のとおりであります。
売上原価 322千円

2. 完成工事補償引当金繰入額は、次のとおりであります。
売上原価 13,811千円

3. 研究開発費の総額は、次のとおりであります。
一般管理費 20,985千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 連結会計年度末日における発行済株式の総数
普通株式

3,366,360株

2. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,308,000	58,360		—		3,366,360

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加	55,000株
新株予約権の行使による増加	3,360株

3. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	16		—		—	16

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の
目的となる株式の種類及び数

普通株式	624,000株
------	----------

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にオペレーションビジネスにおけるシェアオフィス及びサービスアパートメントへの先行投資に必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主にオペレーションビジネスでの賃貸用オフィス等及び本社事務所の賃貸借契約に係るものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で17ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程及び債権管理規程に従い、営業債権について、グループ経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程及び債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

差入保証金については、取引先の財政状態などの把握を定期的に行い、財務状況等の悪化等による回収懸念などの早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきグループ財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち31.5%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	54,842	54,842	—
(2) 差入保証金	171,164	167,594	△3,570
資産計	226,006	222,436	△3,570
(1) 長期借入金	198,000	197,768	△231
負債計	198,000	197,768	△231

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において

形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、契約期間及び過去の契約更新等を勘案し合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、当該信用スプレッドが重要な観察できないインプットとなるため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を、国債の利回り等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、当該信用スプレッドが重要な観察できないインプットとなるため、レベル3の時価に分類しております。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,440,084	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	1,158,157	—	—	—
合計	2,598,242	—	—	—

差入保証金は、回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
長期借入金	—	198,000	—	—	—	—
合計	50,000	198,000	—	—	—	—

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

615円58銭

2. 1株当たり当期純利益

86円68銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

2. 減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～10年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料であります。

経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益および費用を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

収益認識会計基準等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

(1)子会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度(千円)
関係会社株式	610,447

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場の子会社に対する投資等、市場価格のない株式等は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資について評価損を認識しております。回復可能性の判断には将来の事業計画を用いております。

なお、当事業年度において、子会社であるグッドルーム株式会社に対する投資198百万円の回収可能性の判断に用いられる事業計画には将来の需要動向や売上予測等の見積りが含まれておりますが、これらの見積りには、営業活動の停滞に伴う受注の減少から回復し、今後成長局面に移行するとの仮定に基づく収益の見込みが含まれております。

当該見積りについて、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、投資先の業績が悪化した場合には、翌事業年度以降の計算書類において評価損が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額 1,572千円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務
区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は次のとおりであります。
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 121,986千円 |
| 長期金銭債権 | 228,578千円 |
| 短期金銭債務 | 5,856千円 |

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額
- | | |
|-------------|-----------|
| 営業取引による取引高 | |
| 営業収入 | 436,800千円 |
| 営業費用 | 24,781千円 |
| 営業外取引による取引高 | |
| 受取利息 | 2,807千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式 (株)	16		—		—	16

(変動事由の概要)

該当事項はございません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,257千円
未払事業税	1,064千円
その他	614千円
繰延税金資産小計	<u>2,936千円</u>
評価性引当額	<u>一千円</u>
繰延税金資産合計	<u>2,936千円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△4,498千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△4,498千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△1,562千円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有 割合)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	オープン リソース㈱	35,000	システム開発の ITソリューション提供	所有 直接 100%	役員の兼務 経営指導 出向者の 受入・派遣	経営指導料 の受取 (注)1	321,600	未収入金	29,480
						諸経費等の 支払 (注)2	2,700	未払金	357
						諸費用 の立替 (注)3	50,856	立替金	3,287
	グッドルーム ㈱	30,000	不動産のリノ ベーション、 不動産仲介・ オペレーション、及び暮らし 情報サイトの運 営	所有 直接 100%	役員の兼務 経営指導 資金の貸付 事務所の賃貸 内装工事発注	経営指導料 の受取 (注)1	115,200	未収入金	10,560
						諸経費等 の支払 (注)2	4,162	未払金	181
						資金の 貸付 (注)4	—	長期 貸付金	295,680
						利息の 受取 (注)4	2,807	未収入金	—
						内装工事の 発注 (注)5	4,635	建物 付属 設備	10,466
						事務所利用 敷金の差入 (注)6	7,379	差入 保証金	6,818
						賃借料の 支払 (注)6	20,618	前払 費用	2,137
						諸費用 の立替 (注)3	2,460	立替金	276
						システム利 用料の受取 (注)7	19,536	未収入金	2,325
	システム利 用料の支払 (注)7	23,953	未払金	3,011					

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 子会社より経営指導管理業務の受託を受けたもので、経営指導料については、各

- 子会社の収益を勘案して合理的に決定しております。
2. 子会社から諸経費等の立替払いを受けたもので、実費であります。
 3. 子会社の人件費及び諸費用等の立替払いを行ったもので、実費であります。
 4. 子会社に対し貸付金の実行を行ったもの及びその利息であり、資金の貸付の利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 5. 子会社に対して内装工事の発注を行ったもので、発注金額については市場価格を勘案して合理的に決定しております。
 6. 子会社に対して敷金を差入れ事務所の借入を行ったもので、賃貸料については市場価格を勘案して合理的に決定しております。
 7. 子会社が行う事業の売上及び売上原価について、当社が第三者と直接契約関係を構築したことによるシステム利用料の受入及び支払いを行ったもので、実費であります。

2. 役員及び主要株主等

該当事項はございません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

377円50銭

2. 1株当たり当期純利益

7円76銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はございません。